

① 申請書の様式

欧州植物品種権に関する欧州植物品種庁出願申請書

書面バージョン

あなたは欧州植物品種庁ウェブサイト www.cpvo.europa.eu からオンラインで出願を申請することができます。

各国当局記入欄（必要な場合のみ）

各国当局経由：

ファイルNo：

欧州植物品種庁記入欄

申請日：

出願日：

出願番号：

申請者記入欄¹

植物の種類*

仮名称（育成系統名）*

¹ アスタリスク(*)がついている部分は必須記入項目です。

01. 申請者

01.01 申請者名*

自然人の場合、正式氏名をご記入ください。申請者が複数人の場合、追加シートを付け加えてください。複数の申請当事者が存在し、共同で手続きを行っており、かつ、欧州植物品種庁への手続き代理人に通知していなかった場合、全当事者が手続きに関し別途定める場合を除き、欧州植物品種権（CPVR）申請に最初に名前が挙げられている者が、権利放棄の場合を含め、他の者、又は他の全ての者の、欧州植物品種庁へのすべての手続き代理人として指定されるものとします。この場合には手続き代理人フォームの提出は必要ありません。

氏名*

登録所在地*

郵便番号*

都市名*

国名*

電話番号

ファックス

Eメール

電子メールアドレスは、業務上必要となります。

あなたが手続きの当事者であり、また、業務のためにあなたの住所（例：登録通信用所在地）が必要になる場合には電子メールアドレスは必須となります。あなたの電子メールアドレスは以下で 사용됩니다

- あなたが申請者で、かつ、代理人を指名していない場合、
- 共同出願の場合、あなたが最初に名前が挙げられている申請者で、かつ、EU内に拠点を置いている場合。

01.02. 通信用所在地（01.01 に記入された所在地と異なる場合のみ記入のこと）

申請者の通信用所在地は必ずしも手続き代理人の郵便用所在地を意味していないことに留意ください。手続き代理人に関するすべての情報は申請書様式の項目 02 に記入しなければなりません。

氏名

所在地

郵便番号

都市名

国名

電話番号

ファックス

Eメール

01.03. 申請者*:

- ☐ 自然人。あなたの国籍名をご記入ください：
- ☐ 法人。01.04 及び 01.06 にご記入ください。

01.04 法人の場合、01.01 と異なる場合は事業活動所在地、又は創設所在地をご記入ください：

登録所在地

郵便番号

都市名

国名

01.05 自然人の氏名と所在地をご記入ください（01.01 と異なる場合）。なお、法人の被雇用者で、当該法人を代表する法的権限を与えられている者であること*（例：会社役員や会社のパートナー）：法人に正当に権限を与えた自然人とは、法人を代表して行為を履行する法的な権利を有する者であり、かつ、その者の署名は法人に対して拘束力のあるものでなければなりません。

氏名*

職位

登録所在地

郵便番号

都市名

国名

電話番号

E メール

申請者が複数の場合、このフォームをご使用ください：

申請者の追加

02. 手続き代理人

手続き代理人が必須の場合でも、その手続き代理人は申請者の被雇用者でない場合があります。なお、手続き代理人が必須でない場合でも、手続き代理人を指名してもよく、その際に指名された代理人は必ずしも被雇用者の必要はありません。

欧州植物品種庁様式「手続き代理人指定書」をご利用ください。この様式は正当に機限を与えられた者の署名が必要となることをご留意ください。「手続き代理人指名書」様式を結合させるために、欧州植物品種庁に送付される文書一式に添付してください。

共同申請者が二人以上いる場合、欧州植物品種権申請書の中で最初に名前が挙げられている申請者が手続き代理人として指名されたと見なされます。この場合、手続き代理人様式の提出は**必要ありません**。欧州植物品種庁は最初に名前が挙げられている申請者を代理人として登録します。全当事者が手続きに関し別途定める場合を除き、その最初に名前が挙げられている申請者はEUに拠点を置いているという条件で最初に名前が挙げられている申請者を欧州植物品種庁のすべての手続きに関する代理人として指定されます。

02.01 手続き代理人は必要か？*

EU 領域の中で、法定住所、活動所在地、又は、創設所在地がない申請者は、同領域内に法定住所、活動所在地、又は、創設所在地がある手続き代理人が必要です。

☐ はい。02.02, 02.03, 02.04, 02.06 節にご記入ください。

☐ いいえ。04 節に進んでください。

**02.02 手続き代理人が指定されている場合、その代理人の指名と住所をご記入のうえ、署名された
関連証明書を提出してください（説明参照）：**

自然人の場合、以下ご記入ください：

氏名*

登録所在地*

郵便番号*

都市名*

国名*

電話番号

ファックス

E メール*

02.03 02.02 節と異なる場合、どこに送付するか住所を指定してください：

所在地

郵便番号

都市名

02.04 手続き代理人の選択：

☐ 自然人

☐ 法人

**02.05 法人の場合、当該法人の被雇用者で、当法人を代表する法的権限を与えられている者である
自然人の氏名と所在地をご記入ください（02.02 と異なる場合）：**

氏名

職位

登録所在地

郵便番号

都市名

国名

電話番号

E メール

02.06 手続き代理人の指定

申請者がインクで署名した「手続き代理人指定書」フォームを添付してください。

03. 植物の種類

03.01 出願品種の属する属、種(しゅ)、亜種*のラテン名

03.02 一般名

04. 品種の指定

04.01 品種の仮名称(育成系統名)*:

各種登録書類には育成系統名を記載しなければなりません:つまり、すべての正式手続きには同一の育成系統名を使用しなければいけません。

04.02 品種名称の提案:

欧州植物品種庁では類似の品種名称を提案する際の適合性を調べるためにウェブサイトの中で特設ページを設けておりますのでご承知おきください:[CPVO 品種ファインダー](#)

品種名称の提案は必ずしも申請時には**必要ありません**が、その時に命名されていない場合、以降できるだけ早急に命名するように勧告されます。後期段階で命名される場合には、「品種名称の提案」フォームの使用が提案されることになります。品種名称の提案は、技術的審査最終結果を欧州植物品種庁が受領するまでに欧州植物品種庁に**提出されなければなりません**。但し、品種の仮名称(育成系統名)は申請時には必ず**作成されなければなりません**。

品種名称の提案

04.03 名称は、「意味のある名称」、又は「コード」の形をとっていてもよい。

品種名称は「意味のある名称」(発音可能なもの)、又は「コード」の形(数字と文字の混合で文字は最大 10 字体まで;空白スペースは字体とはみなさない)をとっていてもよい。

☐ 意味のある名称

☐ コード

05. 育成者

05.01 原育成者*:

☐ 申請者

☐ 以下の者

05.02 氏名及び住所:

氏名*

所在地*

郵便番号*

都市名*

国名*

電話番号

ファックス

E メール

05.03 原育成者が申請者でない場合、その品種はどのようにして申請者に移転されましたか?

- ☐ 契約
- ☐ 継承
- ☐ 雇用契約（育成者が被雇用者の場合、欧州植物品種権の付与は雇用関係に適用できる国内法令に基づき決定されなければなりません。関連法令 / 契約諸規定を引用した個別の供述を提供ください。）
- ☐ その他（明記してください）

共同育成者がいる場合、次のフォームをご利用ください。

育成者の追加

05.04 譲渡文書（申請者と原育成者が異なる場合は必須）

申請者と原育成者が異なる者である場合、同権利の付与が申請者の権利になった経緯に関して必要な証拠書類を添付してください。原本の写しでも提出可能です。原本の証書の写しに疑義がある場合、欧州植物品種庁は譲渡証書原本、又は、その謄本の提示を要請することになります。

05.05 品種の育成地*： 品種が育成されたか、発見されたか、又は、固定された地域と国名

06. 植物品種権に関するその他すべての申請の詳細、又は、EU 加盟国又は EU 加盟国以外で作成された当品種に関する公式品種リスト：

06.01 当品種に関するその他の申請書は作成されている*：

あなたの申請の対象は、過去の申請が同一の名称で作成されてはいないが、その品種が含まれる交雑品種の DUS テストの枠内で DUS テストを受けた親系統の場合、「no」に印をつけて、09.01 と 09.02 節に沿った関連情報を提出ください。

- ☐ はい。以下の表にご記入ください。
- ☐ いいえ。

06.02 明記してください：

手続き²

申請日

申請国

当局

出願番号

ステージ³

品種名称、又は育成系統名

2 PVR =植物品種権申請（同一品種に関する過去の CPVO 申請を含む）；OVL=公式品種リスト申請；P =特許出願届

3 A =出願申請中；B =出願拒絶；C =出願取り下げ；D=植物育成者権、又は特許付与、もしくは当品種の公式品種リスト登録

07. 優先権

優先権の主張は、EU 加盟国で、又は UPOV（植物新品種保護国際同盟）加盟国であなた、もしくは、あなたが権利を継承した者が申請した所有権請求のうち、過去の最も早い申請に基づかなければなりません。優先権の資格を得るために、この過去の最も早い申請は今回の申請の前の 12 ヶ月以内に申請されており、現在も有効でなければいけません。

07.01 優先権の主張はありますか?*

- ☐ はい。07.02 節にご記入ください。
- ☐ いいえ。08 節に進んでください。

07.02 最先の出願に基づき優先権を主張する：

CPVO 内での申請者は同一者か、他の当局内での申請者の権利継承者でなければなりません。申請者が異なる場合、権利継承を証明する権利付与証書を提出ください。

どこ*（国名）

いつ*（申請日）

誰が*（申請者氏名）

どの品種名称で*

07.03 優先権に関する書類

信頼できる当局によって証明された、CPVO 内での最も早い申請の写しは 3 ヶ月以内に欧州植物品種庁に提出しなければなりません。可能ならば、書面による申請に添付するか、デジタルコピーを cpvo@cpvo.europa.eu に後ほど送信してください。

08. その品種は販売又は利用されていたか？

08. 01. 01, 08. 02. 01 及び 08. 03 の質問すべてで、「はい」又は「いいえ」のボックスに印をつけてください。08. 03 の質問に該当しない場合、そのように明記してください。「はい」の場合、確実な日付と国名を明記ください。「2005 年」のように年だけの記入は十分ではありません。

品種が新規な場合、CPVR（欧州植物品種権）が付与されます。当該品種が育成者の同意を得て販売又は利用されていた場合、この品種は新規ではありません。

- ・ EU 内で、申請日より 1 年以上前に
- ・ EU 以外で、申請日より 4 年以上前に、樹木やブドウでは 6 年以上前に

申請者には、販売や同等の利用が猶予日より以前に発生していなかったことを確認するために十分な注意が望まれます。

以下の品種の利用は、新規性を損うことはありません：

- ・ 育成者が利用に関する排他的権利を維持し、他への更なる利用が行われないことを条件とした、法令の適用上公的機関での利用、もしくはその他法律との関連上単なる生産、繁殖、増殖、調整、又は保管目的。
- ・ 当該品種が当該利用目的で引用されていない場合で、試験目的で、又は他品種の育種・発見・開発目的で生産された植物体の利用及び、更なる繁殖、増殖に使用されない植物体の利用。
- ・ 育成者が公の、又は、公式に認可された展示会で当該品種を展示したこと又はその結果生じた利用。

申請様式で提供された最初の利用情報は宣言となることをご承知おきください。

欧州植物品種庁に対して記載情報の修正を求める場合、登録書類記載条件を満たす必要があります。このような要請は、関係書類を添付のうえ書面で行なわなければいけません。

08. 01. 01 EU 領域内ですか*：

- ☐ はい
- ☐ いいえ

08. 01. 02 はいの場合、当該品種が最初に利用された日付と国名、及び使用された名称を明記ください：

日付* (DD/MM/YYYY)

国名*

名称*

08. 02. 01 EU 領域外ですか*：

- ☐ はい
- ☐ いいえ

08. 02. 02 はいの場合、当該品種が最初に利用された日付と国名、及び使用された名称を明記ください：

日付* (DD/MM/YYYY)

国名*

名称*

08. 03 当該品種は、育成者記載と異なった状況下で、又は、育成者の同意を得て利用されましたか？*

- ☐ はい。詳細をご記入ください
- ☐ いいえ

09 品種の技術的審査

技術的審査が、EU加盟国のナショナルリスト、又は、各国への出願と関連して実施され、又は実施中である場合、その審査結果は欧州植物品種庁によって考慮されます。

09.01 公的目的のための技術的審査*

- ☐ 既に実施済 どこで（国名）
☐ 実施中 どこで（国名）
☐ まだ実施していない

09.02 対象品種が交雑品種の親系統であって、交雑品種の審査との関係で審査済（審査中）の場合、
その審査が実施された（実施中）の交雑品種の名称と国名をご記入ください：

機密情報の場合、機密情報部分の様式を使用ください： 機密情報部分の申請様式

10 使用言語

10.01 欧州植物品種権の付与の場合、以下 EU での公用語以外で証明書発行を希望する旨の記載がない限り、証明書は出願が申請された言語で交付されます:

2014 年 4 月以降、電子的証明書のみ発行されます。

10.02 欧州植物品種庁との手続きで、通信に使用する際に希望する言語をご記入ください:

11 申請料

11.01 支払に関する情報

申請料は欧州植物品種庁指定銀行口座に振込んでください:

CREDIT AGRICOLE DE L'ANJOU ET DU MAINE (銀行名)

IBAN International Bank 口座番号:FR76 1790 6000 3215 8665 4800 044

銀行識別コード/SWIFT コード:AGRIFRPP 879

出願申請日以前、又は申請日当日にお支払ください。

あなたの出願の正式な受理が承認された後は、クライアント・エクストラネットで正式なデビットノートが利用可能です。

支払が欧州植物品種庁指定銀行口座に振り込まれていない場合、又は、不確実な情報のため支払が欧州植物品種庁で確認できない場合には、欧州植物品種庁は最終的な申請日を振当てることがない点にご留意ください。その結果として、当該出願は CPVO 官報に掲載されません。

従って、銀行証明を添付する；又は、CpvoBank@cpvo.europa.eu 宛てに電子メールで以下の情報を送信してください：

支払日、会社名、有効な引用と振込総額。

この項目にある添付書類は機密情報として取り扱います。

11.02 振り込み番号、又は、その他の金融参照情報

欧州植物品種庁は、振り込み番号、又は、その他の金融参照情報を管理することができます。参照情報を当該申請のすべての注記に記載するよう注意してください：

12. 添付書類

以下のフォーム、又は書類は当該出願に添付されています：

関連するボックスに印を付けてください

- ☐ 1. 出願様式、機密情報部分（原本のみ）
- ☐ 2. 技術質問票（原本のみ）
- ☐ 3. 技術質問票、機密情報部分（原本のみ）
- ☐ 4. 手続き代理人指定フォーム
- ☐ 5. 出願申請のための権利付与に関する証拠書類
- ☐ 6. 優先権主張（最初の出願の謄本）
- ☐ 7. 「支払の詳細」様式
- ☐ 8. 写真（果物又は観賞用品種の場合）
- ☐ 9. 使用承認証明書の写し（遺伝子組換え目的）
- ☐ 10. その他：明記ください

13. 一般所見

当該出願に関して追加コメントがあれば、以下にご記入ください。

14. 宣誓*

- ↳ 私（たち）はここに欧州植物品種権付与の申請をします。
- ↳ 品種に関するすべての必要な情報及び資料を審査当局及び他の所管官庁と意見交換する権限を欧州植物品種庁に承認します。但し、申請者の権利は保護されます。
- ↳ 私（たち）は、私（たち）の知る限りにおいて、申請書類及びその付属書類に記載された出願の審査に必要な情報は正確で完全であることをここに宣誓します。
- ↳ 私（たち）は、この出願に記載した者以外の誰も当該品種の育種、又は、発見、及び開発に関与していないことをここに宣誓します。

場所：

日付：

氏名

署名：

- ☐ 私（たち）はすべての通信を電子的に受領することに同意します。

② 申請書記入上の注意点

全般

記入する情報は印刷するか、タイプしてください。様式のすべての欄を記入することが重要なため、該当しない場合でも該当なしとご記入ください。

表紙ページ

植物学上の種類と対象品種の仮名称を記載してください。

以下の注意点は出願様式の各項目に付された番号を指しています：

項目 1

法人を代表とする正式な権限が与えられた自然人とは、法人の代理として法的権限を実行する権利を有する者を言います。

項目 2

手続き代理人が義務付けされる場合（申請者がEU領域内に法定住所、又は、所在地がないなど）では、手続き代理人は本申請者の被雇用者でなくてもよい。

手続き代理人が義務付けされない場合でも、代理人を指名することができます。また、指名された者は被雇用者でもよい。

欧州植物品種庁の「手続き代理人指定」様式を使用することができます。この様式は正当に権限を与えられた者の署名が必要となる点にご留意ください。

項目 5

品種名称は申請時に提案する必要はありません；しかし、申請時に提出されていない場合、できるだけ早急に提出するように勧告されます。いずれにせよ「品種名称の提案」様式の使用が必要です。出願書の中で明示するだけでは十分ではありません。品種名称の提案は、技術的審査最終結果を欧州植物品種庁が受領するまでに欧州植物品種庁に提出されなければなりません。

但し、品種の仮名称(育成系統名)は申請時には必ず作成されなければなりません。

項目 6

育成者が被雇用者の場合、欧州植物品種権の付与は被雇用者関係に適用される国内法令に基づいて決定されなければなりません。原本、又は、発行当局による謄本のいずれかの関連証拠書類を添付ください。

項目 7

すべての欄にご記入ください。（該当する場合）

「国名」欄には以下のコードをご使用の上、ご記入ください：

EU加盟国：

AT = オーストリア、BE = ベルギー、CY = キプロス、CZ = チェコ共和国、
DK = デンマーク、EE = エストニア、FI = フィンランド、FR = フランス、DE = ドイツ、
GR = ギリシャ、HU = ハンガリー、IE = アイルランド、IT = イタリア、LV = ラトビア、
LT = リトアニア、LU = ルクセンブルク、MT = マルタ、NL = オランダ、PL = ポーランド、
PT = ポルトガル、SK = スロバキア、SI = スロベニア、ES = スペイン、SE = スウェーデン、

UK = イギリス

UPOV（植物新品種保護国際同盟）加盟国のうちEU非加盟国：

AR = アルゼンチン、AU = オーストラリア、BY = ベラルーシ、BO = ボリビア、BR = ブラジル、
BG = ブルガリア、CA = カナダ、CL = チリ、CN = 中国、CO = コロンビア、
HR = クロアチア、EC = エクアドル、IL = イスラエル、JP = 日本、KE = ケニア、
KG = キルギスタン、MX = メキシコ、NZ = ニュージーランド、NI = ニカラグア、
NO = ノルウェー、PA = パナマ、PY = パラグアイ、KR = 韓国、
MD = モルディブ共和国、RO = ルーマニア、RU = ロシア連邦、
ZA = 南アフリカ、CH = スイス、TT = トリニダード・トバゴ、TN = チュニジア、
UA = ウクライナ、US = アメリカ合衆国、UY = ウルグアイ。

「日付」は、日/月/年形式でご記入ください。（例：02.03.95 = 1995年3月2日）なお、品種の権利付与日、ナショナルリスト登録日や特許取得日ではなく、申請日を明示ください。

「当局」は、関連の省略形を使用して明示ください。例えば：

CPOV = Comité de la Protection des Obtentions Végétales / FR（欧州植物品種庁）

BSA = Bundessortenamt / DE（連邦植物品種庁）

PVRO = Plant Variety Rights Office / UK（種苗品種権オフィス）

RvhK = Raad voor het Kwekersrecht / NL（植物育成者権評議会）など。

「ステージ」は、以下の省略形を使用してください：

A - 出願申請中

B - 出願拒絶

C - 出願取り下げ

D - 植物育成者権、又は特許付与；もしくは、公的品种リストに登録。

項目 8

優先権の主張は、EU加盟国で、又はUPOV（植物新品種保護国際同盟）加盟国であなた、もしくは、あなたが権利を継承した者が申請した出願のうち、過去の最も先の出願に基づかなければなりません。優先権の資格を得るために、この過去の最も先の出願は今回の出願の前の12ヶ月以内に申請されており、現在も有効でなければなりません。信頼できる当局によって証明された、CPVO内での最も早い出願の写しは3ヶ月以内に欧州植物品種庁に提出されなければなりません。

項目 9

9a、9b、及び9cの質問すべてで、「はい」又は「いいえ」のボックスに印をつけてください。9c の質問に該当しない場合、該当なしと明記してください。「はい」の場合、確実な日付と国名を明記ください。「1999年」のように年だけの記入は十分ではありません。

品種が新規な場合、CPVR（欧州植物品種権）が付与されます。育成者の同意を得て販売、利用されていた場合、当該品種は新規ではありません：

➤ 欧州連合内で、申請日より1年以上前に；

- 欧州連合以外で、申請日より4年以上前に、樹木やブドウでは6年以上前に；

申請者には、販売や同等の利用が猶予期間より以前に行われていなかったことを確認するために十分な注意が望まれます。

以下の品種材料の利用は、新規性を損うことはありません：

- 育成者が利用に関する排他的権利を維持し、他への更なる利用が行われないことを条件として、法令の適用上公的機関での利用、もしくはその他法律との関連上単なる生産、繁殖、増殖、調整、又は保管目的。
- 当該品種が当該利用目的で引用されていない場合で、試験目的で、又は他品種の育種・発見・開発目的で生産された植物体の利用及び更なる繁殖、増殖に使用されない植物体の利用
- 育成者が公の、又は、公式に認可された展示会で当該品種を展示したこと又は、その結果生じた利用。

項目10

EU加盟国の技術的審査がナショナルリスト、又は、各国への出願と関連して審査され、又は実施中である場合、その審査結果は欧州植物品種庁によって考慮されます。

項目13 - 申請料

申請料650ユーロは欧州植物品種庁指定銀行口座に振り込んでください。申請日以前、又は申請日当日にお支払ください。支払は品種毎に個別に添付様式「支払明細」で支払われなければなりません。支払が欧州植物品種庁指定銀行口座に振り込まれていない場合、又は、不確実な情報のため支払が欧州植物品種庁で確認できない場合には、欧州植物品種庁は最終的な申請日を振当てることのない点にご留意ください。その結果として、当該出願はCPVO官報に掲載されません。

項目14 - フォーム/書類のチェックリスト

同封されている書類を示すボックスに印を付けてください。

③ 技術質問票 — 機密部分

出願番号

(当局記入欄)

技術質問票

機密部分

(交雑品種の親系統についてのみ使用する)*

1. 申請者：氏名及び住所

2. 品種の仮名称(育成系統名)：

3. 栽培関連データ（例：播種日）を含む交雑品種の親系統に関連したデータ情報：

交配式（最初に雌の親系統を記載する）：

☐ 上記情報及び栽培を含む親系統に関連したデータに対する機密保持の要請。

日付：

署名： _____

*欧州植物品種権に関する規則2100/94に定められた第88.3条によると、品種材料の生産に繰り返し使用される、換言すると交雑品種の親系統に関するすべてのデータ（作物の栽培を含む）は欧州植物品種権申請者の要請のもとで機密に取扱わなければなりません。その他の品種については、交配式のようデータが機密扱いになることはありません。

⑤ 品種名称に関するガイドライン

ガイドライン

欧州植物品種権に関する1994年7月27日付け理事会規則(EC)No. 2100/94第63条について¹

欧州植物品種庁管理理事会は、

欧州連合の中で公式品種リスト及び植物品種権利に関する品種名称の管理規則の調整を進める必要性を考慮し、

植物品種名称に関する1991年UPOV条約第20条を考慮し、

理事会規則(EC)No. 1239/95第63条に基づき審査する。なお、当条項では当管理理事会による理事会規則(EC)No. 2100/94第63条3項及び4項に規定する品種名称が一般名称として認められない場合の統一かつ明確な基準となるガイドラインの採択を要求しており、

よって、次のガイドラインを採択した

¹ OJ No L 227, 1.9.1994 p. 1